

# 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について

参考資料5

## 【 1. 現 状 】

### 厳しい京都議定書6%削減目標の達成

2006年度 温室効果ガス排出量  
13億4,100万トンCO<sub>2</sub>

基準年度比 **6.4%増**

業務その他部門 **41.7%増**

家庭部門 **30.4%増**

新たな法的措置による**確実な**  
**排出削減が必要**

## 【 2. 措置の内容 】

### 事業者の排出抑制

- ・事業者、フランチャイズ単位での算定・報告・公表（業務その他部門の13% 約50%（全体の約1割）が対象）
- ・指針を策定し、用途ごとに活動量に対応した温室効果ガス排出量の目標値（ベンチマーク）を設定
- ・用途ごとに求められる対策を提示 等  
（用途は店舗、学校、オフィスといった区分を想定）

事業活動からの  
排出の抑制

### 地域における対策の促進

- ・地方公共団体が地域の取組に関する計画を策定 等

地域の自然的  
社会的条件に応じた取  
組の強化

### 国民生活における排出削減のための取組促進

- ・指針を策定し、国民に期待される取組を提示
- ・CO<sub>2</sub>見える化等それを支える事業者の取組を提示
- ・エコポイント事業等新たなサービスについて提示 等

家庭部門からの  
排出の抑  
制

### 植林CDM事業の補填手続の決定

- ・植林CDM事業由来のクレジットの国際約束上の手続の明確化 等

国際約束（マ  
ラケシュ合意）  
への対応

その他、CDM活用や国内排出削減への寄与の算定・報告・公表制度での活用等  
に関し、所要の措置を講ずる。

京都議定書6%削減目標の**確実な**達成へ